

令和元年9月20日
学 務 課

江東区立幼稚園の保育料に関する条例について（全部改正）

1 改正の理由

令和元年10月より開始する幼児教育・保育無償化に伴い、子ども・子育て支援法及び同施行令が改正されたことから、区立幼稚園保育料を改正するとともに、令和2年4月より区立幼稚園2園で預かり保育を実施することから、預かり保育料を設定するために条例の全部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 区立幼稚園保育料を0円とする。
- (2) 預かり保育料は、登録利用は月額7,500円、一時利用のうち幼稚園開園日は日額500円、長期休業日は日額1,000円とする。また、預かり保育料の徴収等について必要な手続きを定める。

3 新旧対照表

2～5ページのとおり。

4 施行日

上記2(1)は、令和元年10月1日、2(2)は、令和2年4月1日施行とする。

江東区立幼稚園の保育料に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、区立幼稚園の保育料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>区立幼稚園</u> 江東区立幼稚園設置条例(昭和41年12月江東区条例第30号)に規定する江東区立幼稚園をいう。</p> <p>(2) <u>保育料</u> 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号の規定に基づき区が定める額をいう。</p> <p>(加える)</p> <p>(3) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)</u>第27条第3項第2号に規定する区が定める額のうち、<u>江東区立幼稚園設置条例(昭和41年12月条例第30号)第1条に規定する江東区立幼稚園(以下「区立幼稚園」という。)</u>に係る費用(以下「保育料」という。)及び区立幼稚園における預かり保育の利用に要する費用(以下「<u>預かり保育料</u>」という。)の額その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(1) <u>預かり保育</u> <u>教育時間の開始前若しくは終了後又は長期休業日に在園児を一時的に預かり、必要な保護を行う活動をいう。</u></p> <p>(2) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(<u>保育料の額</u>)</p> <p>第3条 <u>教育・保育給付認定子どもが区立幼稚園において特定教育・保育を受けたときの保育料の額は、0円とする。</u></p> <p>(<u>預かり保育料の額</u>)</p> <p>第4条 <u>教育・保育給付認定子どもが区立幼稚園にお</u></p>

	<p>いて預かり保育を利用したときの預かり保育料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 月の途中で預かり保育の登録利用を開始又は終了した場合における当該月分の預かり保育料の額は、これを1月分として計算する。</p> <p>(預かり保育料の減免)</p>
<p>(加える)</p> <p>(保育料の徴収)</p>	<p>第5条 江東区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育・保育給付認定子どもの保護者(以下「保護者」という。)に特別の理由があると認めるときは、預かり保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(預かり保育料の徴収)</p>
<p>第3条 江東区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、区立幼稚園において支給認定子どもに特定教育・保育(教育に限る。)を行ったときは、当該支給認定子どもの保護者(以下単に「保護者」という。)から保育料を徴収する。</p> <p>(保育料の額)</p>	<p>第6条 教育委員会は、区立幼稚園において教育・保育給付認定子どもに預かり保育を行ったときは、保護者から預かり保育料を徴収する。</p>
<p>第4条 前条の規定により徴収する保育料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の当該支給認定子どもに係る保育料の額は、規則で定める。</p> <p>3 月の途中で利用を開始した場合における当該月分の保育料の額は、規則で定める日割計算の方法により算出した額とする。</p> <p>4 教育委員会は、保育料の額を決定し、又は変更したときは、規則で定めるところにより保護者に通知する。</p> <p>(保育料の減免)</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(預かり保育料の納付期限)</p>
<p>第5条 教育委員会は、保護者に特別の理由があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除する。</p> <p>(保育料の納付期限)</p>	

第6条 保育料の納付期限は、毎月末日（保護者が指定した金融機関が休業日の場合は、翌営業日）とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、別に納付期限を定める。

（保育料の還付）

第7条 既に納付された保育料は、還付しない。ただし、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところによりその一部又は全部を還付する。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第4条関係）

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料の月額 (支給認定子ども単位)
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0円
C	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	0円
D	A階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	6,000円
E	77,101円以上211,200円以下	6,500円
F	211,201円以上	7,000円

第7条 預かり保育料の納付期限は、江東区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める日とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

（預かり保育料の還付）

第8条 既に納付された預かり保育料は、還付しない。ただし、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところによりその一部又は全部を還付することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

実施形態等		金額
登録利用	預かり保育を実施する全ての日 (1) 幼稚園開園日 午前8時から教育課程に係る教育時間の開始前まで及び教育課程に係る教育時間の終了後から午後6時まで (2) 長期休業日 午前8時から午後6時まで	月額 7,500円
	幼稚園開園日 午前8時から教育課程に係る教育時間の開始前まで及び教育課程に係る教育時間の終了後から午後6時まで	日額 500円
一時利用	長期休業日 午前8時から午後6時まで	日額 1,000円

<p>備考</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>1 この表において住民税とは、<u>地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。</u></p> <p>2 この表において住民税均等割とは、<u>地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。</u></p> <p>3 この表における住民税所得割の額は、<u>地方税法の規定（規則で定める規定を除く。）により計算された額とする。</u></p> <p>4 この表において保育料を算出する場合における住民税は、<u>4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。</u></p> <p>5 教育委員会が指定する期日までに支給認定子どもの属する世帯の階層区分を保護者が証明することができない場合は、<u>当該世帯については、F階層の階層区分に該当するものとみなしてこの表を適用する。</u></p> <p>6 D階層の世帯の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項に規定する要保護者等に該当する場合における保育料の額は、<u>この表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>1 <u>「登録利用」とは、預かり保育を利用する際、あらかじめ登録をして利用を承認する形態のことをいう。</u></p> <p>2 <u>「一時利用」とは、預かり保育を利用する際、あらかじめ登録をせずに1日を単位として利用を承認する形態のことをいう。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
--	--